

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

医師・歯科医師のための

「相続・相続税対策」

東日本税理士法人 監修

東日本介護情報ネットワーク事業協同組合 理事長 樋口正美

東日本税理士法人 税理士 安松奈穂

「相続」について…総論

相続とは、当然のことですが、被相続人の死亡により発生します。

「相続は死亡によって開始する（民法第882条）。」

相続とは、死亡した人すなわち被相続人の死亡が発生した瞬間に開始されます。死亡以前に相続が開始されることもなければ、死亡後しばらく経ってから相続が開始されることもありません。被相続人が死亡した時点で法律上、相続人となる人が決まっており、相続人がその後変化するという事は、相続放棄をする等、一定の場合以外ありえません。

◆生前に作成した合意書は民法上無効

生前に高齢の人やその子供たちが皆で集まり、ある者にいくらかの現金を渡し、その代わりに相続を放棄させたり、跡をとる長男等にほとんど全てを相続させたりする話し合いをしていることもまま見受けられます。

そして、これを書面化して死後の親族間の平和を図ろうとしておりますが、前述したように、「相続」は「死亡」によって開始されるものであり、生前に作成した合意書は民法上無効ということになります。死因贈与契約としてあるいは遺言状という形をとれば有効となり、あるいは生前の遺留分放棄という手続きをとり対処できることもありますが、その対応には慎重に検討することが必要で、弁護士に相談しないと難しいと思われれます。

また、夫婦が飛行機事故や交通事故でほぼ相前後して死亡した場合のように、被相続人と相続人の死亡の前後が不明な時に、いかに相続されるのかが問題となります。つまり、

この夫婦に子供がない時、親や兄弟に相続権が発生しますが、夫が先に死亡した時は夫の分を妻が相続し、そして妻の死亡によりその妻の親や兄弟が相続人となります。

ところが、妻が先に死亡した時は、妻の分を夫が相続し、そして夫の死亡によりその夫の親や兄弟が相続人となり、全く結論が異なってしまいます。このような時は、死亡時刻が明確でない限り、同時に死亡したものと推定して、相互に相続は発生しないことになっています（民法第903条）。

◆遺産分割協議の期限

遺産相続を被相続人の死亡後10ヶ月以内に遺産分割協議をしなければならない、あるいは所有権移転登記をしなければならないと誤解している方も時々見受けられます。しかし、遺産分割協議がいつまでに成立しなければならないという期間制限はないことにもご注意ください。

これは、相続税の申告期間が死後10ヶ月ということからきた誤解に基づくものと思われるます。

相続税の申告期限までに遺産分割協議が成立すればそれにこしたことはありませんが、遺産分割協議が成立していなくても法定相続分で申告しておけばいいので、あまりあせる必要はありません。

相続財産の取得とは（1）

誰が相続人であるかということを確認することが、相続の際、まず問題となります。

第一に、配偶者は常に相続人となります。そして、被相続人に子供がいる時は、第一順位として子供あるいはその代襲相続人（代襲相続人については後でくわしくお話しします）であり、配偶者と共に相続人となります。被相続人に子供がない時は、被相続人の直系尊属すなわち通常の場合、被相続人の両親が配偶者と共に相続人となります。被相続人に子も直系尊属もない場合は、被相続人の兄弟姉妹が配偶者と共に相続人となります。

◆相続人は誰か

このように、配偶者は常に相続人となるのですが、あわせて、子供（あるいは孫）、両親、兄弟姉妹の順で相続人であるということになります。このことは、配偶者がいない場合も全く同様の順であるということです。そして、子供だけが相続人の場合でも時々、おじさん、おばさん達すなわち被相続人の兄弟姉妹が相続のことについてあれこれ口を出して行くこともありますが、法律上は口を出す権利がないことも以上の点から明らかです。

◆相続人の相続割合

さて、相続人の順位は以上の通りとして、次に決めるのがその相続割合ですが、まず相続人間でいかなる形で分割しようと、皆の意見の一致である限り全く自由に決めることができます。ところが、話し合いがつかなくなったり、円満に進むとしてもその基準を決めておかないと混乱が生じますので、民法では法定相続分ということで法律により相続の割合を定めています。

まず、子供と配偶者が相続人であるという場合、配偶者は2分の1、子供は2分の1の割合となります。子供が数名いる場合は、その2分の1を頭割りすることになり、子供が3名いる場合、配偶者は2分の1、子供は各自2分の1の3分の1すなわち6分の1となります。なお、子供とは、実子でも縁組をした子供でも全く同じ割合になります。

また、直系尊属と配偶者が相続人の場合には、配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1です。被相続人が養子縁組をしていた時は、直系尊属には養子縁組の時の義父母、実父母も同じ権利のある相続人となりますので、実父母、養父母の両親が4名生存している時はその4名が頭割りで各自3分の1を4分の1ずつ、すなわち12分の1ずつ相続します。兄弟姉妹と配偶者が相続人の場合には、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1です。例えば、兄弟姉妹が4名いる時は、各自が4分の1を4分の1ずつ、すなわち16分の1ずつ相続します。

このように、相続割合を計算してみると、遺産分割の話しあいの際にもおおよその基準として考えることができます。

相続財産の取得とは (2)

法定相続分がいかなる割合であるのかは前項で述べたとおりで、これが原則となります。

養子縁組をした場合、実親との関係が切れて養親とのみ親子関係が生じるものと勘違いされる人を時々見受けます。

◆養子縁組と相続

養親子関係は新しく養親と養子との間で法律上の親子関係が生じるだけで、従来の実親との親子関係はそのまま存続します(特別養子を除く)。従って、実親の死亡時の相続権は、当然、養子縁組した子供にもありますし、逆に養子の死亡時には養親にも実親にも第2順位の相続権が発生します。このように養子縁組との関係では、養子縁組届により法律上の親子関係が発生し、相互に実親子関係と全く同じ相続関係が発生します。ただし、養子縁組を解消し、離縁届を出すと法律上の親子関係は消滅しますので、相続関係も発生しないこととなります。この点は、実親子関係と全く異なります。

◆兄弟姉妹の相続割合

兄弟姉妹が相続人である時、全血と半血では相続割合が異なります。

全血とは父母の双方を同じくする兄弟姉妹のことであり、半血とは父母の一方を同じくする兄弟姉妹です。半血の場合、法定相続分は全血の兄弟姉妹の 2 分の 1 となります。例えば、母を同じくする甲・乙・丙・丁がおり、甲・乙は母の第一の婚姻により生まれた子、丙・丁は母の再婚後の子の場合という時に、甲が死亡し兄弟姉妹だけで相続する時には、乙は全血、丙・丁は半血として相続します。すなわち、乙、丙、丁は各自 2 対 1 対 1 という割合により相続することになります。

◆内縁の妻に相続権はない／ほか

内縁の配偶者はいかなる意味においても相続権はありません。何十年連れ添おうとも、相続人たる地位にはなりません。

また、配偶者には「代襲相続」という権利が認められておりません。そのため、再婚した妻の連れ子は母がすでに亡くなっていた時も祖父母の死亡について母を代襲して相続することはないという点にも御留意下さい。代襲相続については次項で詳しく説明します。

配偶者のお腹に赤ちゃんがいる時、すなわち胎児がいる場合の相続関係については、胎児はすでに生まれたものとみなし、相続人として取り扱うことになっています。(民法 886 条 1 項)。

通常の胎児は、長くても 10 ヶ月後にはこの世に生まれてくるのですから、出生してから遺産分割をすることが多いでしょう。しかし、胎児であっても相続人として考えられるということです。子供がもう 1 人いるという前提で遺産分割協議を成立させるということも法律上できるわけです。

「代襲相続」ってなに？

親より子が先に死亡している時、その親が死亡した時の相続関係はどうなるでしょうか。

死亡した子に既に子供がいる時、すなわち孫がいる時は死亡した子の親すなわち祖父母の相続人として孫がなります。

このように、被相続人の死亡以前に相続人となるべき子、兄弟姉妹が死亡した時、その者の直系卑属がその者に代わってその者の受けるはずであった相続分を相続します。これを代襲相続といいます。簡単にいうと親の地位を引き継いで、親に代わって、祖父母の相続人になるということです。

◆相続放棄と代襲相続

代襲相続は、子供が死亡したときのみならず、子が排除されあるいは欠格事由があるため相続権を失ったときにも適用があります。注意しなければならないのは、相続放棄の場合には適用がないということです。

つまり、相続放棄した者の直系卑属は代襲相続しませんので、子が相続放棄により相続権がなくなった場合には孫は代襲相続をしないということです。

◆代襲者の範囲

代襲相続するのは、被代襲者の直系卑属であり、被相続人の子の子すなわち孫、又は兄弟姉妹の子すなわちおい、めいです。孫が死亡等でいない時は、さらにその子ということになりますが、兄弟姉妹については子（おい、めい）までで、さらにその子までは代襲相続されません。

養子縁組についても同様に考えられますが、養子縁組の縁組前の養子の子には代襲相続権はありません。

代襲相続になる場合には、代襲者が被代襲者の相続順位にあがり、その相続分を受け継ぐことになり、数人の代襲相続人相互間では平等すなわち頭割りとなります。

つまり、子供 1 人、その孫 3 人、配偶者 1 人という場合にその 1 人の子供が既に死亡しているという例で考えますと、配偶者の相続分は 2 分の 1、子供の相続分である 2 分の 1 が孫 3 人に各自 6 分の 1 ずつの相続分として引き継がれるということです。

相続人のうちの 1 人が行方不明の時の手続き

相続人のうちの 1 人が行方不明の時の遺産分割の方法は大変難しく、ややこしい手続きが必要となります。

遺産分割の協議は、遺言がある場合等特段の事情がある場合を除き、全員一致の協議が必要となります。不在の人をそのまま除いて行ったり、反対する人を除いて一部の人だけで行うということは一切できません。

◆失踪宣告

行方不明時の遺産分割の方法は不在者の失踪宣告、あるいは不在者の財産管理人を選任した上で、家庭裁判所の関与を経て遺産分割協議を行うということになります。

失踪宣告とは、不在者の生死不明の状態が 7 年以上続いた時あるいは船舶が沈んだ時等特別の危難があり 1 年以上生死が明らかでない時、家庭裁判所が関係者の請求に基づいて失踪宣告を行うというものです。失踪宣告により期間満了時あるいは危難終了時に死亡したものとみなされ相続が開始することになります。

すなわち、その人に子がいれば子を代襲相続人として分割協議をすればいいことになり

ます。子や妻がいなければその相続人は存在しないものとして考えればいいわけです。

◆不在者の財産管理人

また、不在者の財産管理人とは、戸籍や住民票あるいは元の住所地等考えられる調査をしてもその所在が不明な時、家庭裁判所に財産管理人の選任申立手続をなすものです。ただし、所在を探するのに興信所に調査してもらうほどのことはありません。

財産管理人には相続人でない身内の人、例えば信頼できる親戚の人等に管理人候補者となってもらい、特に問題がなければ裁判所から選任され財産管理人となります。そして、この財産管理人が不在者の法定代理人ということで遺産分割協議に参加することになります。

ここで注意しなければならないのは、この財産管理人はあくまで不在者の代理人という立場ですので、不在者のための財産管理者という法的地位からいって、不在者の相続分を放棄したり、ゼロに近い遺産分割協議には応じえないということです。この遺産分割協議については家庭裁判所の許可を経ることが必要ですので、そこでチェックされるということになります。

寄与分、特別受益等の調整により遺産分割の内容が合理的であれば、不在者の取得分が多少少なくとも家庭裁判所により許可されるでしょうが、原則的には不在者の取得分は法定相続分になるということを念頭において分割協議をしなければならないということです。

出来の悪い子供には相続させたくない

出来の悪い放蕩息子や自分を虐待する娘には一切相続させたくないということがまま起こり得ます。

いちばん手っ取り早い方法は、そういった相続人には一銭も分けず、他の相続人で分割させる、といった類いの遺言状を作成することです。しかし、この方法では別項で詳しく述べますが、遺留分という権利がその相続人にありますので、最終的に全くゼロにするというわけにはいきません。

相続放棄というのも、死後、相続人の意思に基づき家庭裁判所の手続を経るものであって、あくまでも被相続人本人の死亡後、その者の自発的意思に基づくものですから、相続放棄についてもほとんど期待できません。

生前に一筆書かせて相続放棄をさせるというのも法律的には無効であり、何ら効力はありません。

また、何らかの財産を生前にあげて（贈与して）、「お前はこれで全てだ」という形をとっても、死後、特別受益として評価され、渡すべき相続財産のマイナス評価にはできます

が、全くゼロにすることはできにくいものと思われます。贈与税も考えなければいけません。

また、生前に遺留分の放棄を家庭裁判所に申立てることはできますが、これは本人にその意思があり、なおかつ家庭裁判所の許可が必要となります。家庭裁判所は遺留分の放棄が客観的に合理的かつ妥当なものかどうかを慎重に検討するので、遺留分の放棄という方法も難しいことが多いということになります。

また、民法は一定の場合には相続資格を失わせるようにしています。しかし、これは被相続人や相続人の 1 人を殺し、または殺そうとして刑に処せられた場合や、詐欺・強迫によって遺言状を書かせたり、遺言状を偽造あるいは隠した場合等です。このように相続人の資格の欠格事由は殺人罪等の犯罪あるいは遺言状に関わる事等、相当に限られています。

◆排除

あと一つの方法は、排除という手続きがあります。これは被相続人にとって相続させたくないという非行がある時、家庭裁判所に申立てをなし、審判または調停により相続権を剥奪する制度です。排除原因は、被相続人に対する虐待または重大な侮辱とその他の著しい非行です。家庭裁判所は、事案によってケースバイケースで判断しますが、日常的に相当な暴力をふるうようなとき、または父親を「馬鹿親父」と罵倒し、介抱も一切しないような場合あるいは主婦が家庭を捨て浮気続ける場合等が排除の例としてあげられています。

また、ブラブラ遊び、親に無心ばかりし金銭を相当出費させていた場合等にも、過去排除を認めた例があります。ただし、虐待や侮辱といった言動が一時的な激情にかられたものであるとか、非行が現在でなく将来その恐れがあるという程度では認められない等、その要件は厳格に解釈されているようです。したがって一般論としては排除が認められるのは、誰が考えても相当ひどい、というケースに限られるでしょう。

遺言状の作成手続き(1)

遺言状を書いておかなければ、と思いつつ考えがめぐってしまいなかなか作れなかったり、死ぬのを前提にするようでイヤだと思われる方も多いでしょうが、もし自分の死後、紛争になりそうだという時あるいは絶対に揉めて欲しくないという方は、是非、遺言状を作ることをお勧めします。

遺言状には大きく分けると、自分で全てを記載する「自筆証書遺言」と、公証役場で公証人が作成する「公正証書遺言」があります。これら以外に「秘密証書遺言」という両者

をミックスしたような遺言状がありますが、手続きが複雑でほとんど利用されておりません。

◆自筆証書遺言と公正証書遺言

「自筆証書遺言」ですが、これは自分で全て直筆で書かなければいけません。時々ワープロで打って最後に本人が署名・捺印したという遺言状を見受けますが、これは遺言として全く無効といえます。

遺言状は全ての財産を特定の人に相続あるいは遺贈させることすらできるもので、非常に強い効力を有しています。だからこそ、本人の意思、真意に基づき作成されたものか否かが重要となり、要式が重んじられているのです。ワープロで打ってサインしただけでは、本人の意思に基づくのか、強制で無理やりサインをさせられたのか否か明確ではありません。そのため、「自筆証書遺言」は全て「自筆」でなければいけません。「公正証書遺言」も「公証役場」あるいは自宅や病院で「公証人」の面前でその意思を確認しなければなりません。このように何よりも本人の自由意思が前提となっています。

◆遺言の効力

「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」では、後者の方が優先しそうな響きがありますが、そんなことは全くありません。効力が有効とされる限りでは優劣はありません。公正証書遺言がまず作成され、その後自筆証書遺言が作成され、内容を異にする場合には後者が優先します。つまり、後に作成したものが優先されるということです。

ところで、遺言状を作成するのに時間的余裕があるなら、「自筆証書遺言」より「公正証書遺言」を作成することをお勧めします。その理由は、「自筆証書遺言」では法的に無効という主張がされやすいという欠点があります。すなわち、その作成当時、遺言者はもうボケていてそんな文章を作るはずがない、あるいはもう字が書けないはずで、手を添えて無理やり書かせたはずだ、等、遺言を作成する能力に欠けているという主張が後日、相続人からでてきて争いとなることが多いからです。

また、書き間違いがある時の訂正をする場合に、要式に則り厳格な形式で訂正しなければならない等、遺言には厳格な要式性があります。

さらに、この遺言状を誰が保管して誰が実際にその内容を実行するのかということも問題となります。自分に都合が悪い遺言状だと、捨ててしまったり公にしないということも十分考えられますし、紛失してしまう危険もあります。こういった欠点から、「自筆証書遺言」より「公正証書遺言」の方が多少手間と費用がかかっても紛争が起これずスムーズな処理が進められるということが言えます。

遺言状の作成手続き(2)

自筆証書遺言とは、遺言者が遺言書の全文、日付及び氏名を自筆し、押印するものです。加除訂正は変更の場所を示し、これを変更した旨付記して特にこれに署名し、かつ変更した場所に押印しなければいけません。

前にも触れましたが、ワープロ文字は駄目ですし、テープレコーダー、ビデオテープも認めておりません。日付がない遺言書もいつ作成されたものか全く不明ですから効力は一切ありません。○年○月吉日というのも日が特定されないため無効です。押印については、実印に限らず認め印でも拇印でも大丈夫です。

◆遺言状の内容

遺言状は遺産の内容をどう分けるのか、といった記載をすることが多いでしょうが、子供の認知や遺産分割を禁止すること、遺言執行者を定めること、後の墓守りや法事をやってもらいたいわけの祭祀承継者を指定することもあります。

遺言状の内容は自由に考えることができますが、例えば「〇〇に全部をあげる。あとは揉めないように」という内容でも、遺留分という問題が出てくると、逆に大揉めに揉めてしまうこともままあります。揉めないためには、遺留分割合まで考え、あるいはこの位あればなんとか全員が納得するであろうということを十分検討した上で遺言書を作成すべきであると思います。あるいはそのような内容に決めた理由を遺言書に記載し、相続人らによって十分納得してもらうことが重要です。

また、遺言状は遺言者が死んだ後に内容を実行されるものですから、それを保管し実行してくれる遺言執行者を遺言で定めておくことも必要でしょう。

◆公正証書遺言

「公正証書遺言」とは、遺言者が公証人に遺言の内容を示し、公証人が文章を作成し、遺言者及び2人以上（通常2人）の証人に読み聞かせ、内容が正しいことを確認した上、全員が各自署名押印する遺言状のことをいいます。公証役場でも、自宅、病院でも作成してもらえます。

公証人は本人の意思を十分確認し、また、遺言を作成する能力があるか否かも確認した上で作成しますし、国の機関である公証人が作成したものですので、後に公正証書遺言が無効であると主張することはほとんど不可能といえます。

そして、本人が字が震えて名前を書けないという場合でも、公証人がその旨付記して遺言状は作成することができます。相続財産の額によって公証人の手数料は異なりますが、通常のケースでは、数万円から十数万円というような金額で収まるくらいです。必要書類も、戸籍、不動産登記簿謄本、評価証明書、印鑑証明書等で、そんなにややこしいものではありませんので自分で公証役場に連絡してもできます。ただし、弁護士に依頼すると手

続的なことも遺言の内容も適確かつスムーズに作成することができます。その費用も複雑なケースでない限り 20 万円位から数 10 万円位となるでしょう。

証人については秘密を守ってくれる友人や親戚になってもらうことが多いようですが、財産をもらう人いわゆる相続人や受遺者は遺言の証人にはなれません。

遺言書の実行(執行)手続き

遺言者の死後、自筆証書遺言が見つかった時、あるいは保管していた時、この遺言状は家庭裁判所で「検認」という手続きをとることが必要です。

検認は、遺言書の形式・態様等を調査・確認して、その偽造・変造を防止し、保有を確実にするものです。すなわち、遺言状の現状を家庭裁判所の裁判官により確認してもらうものです。

◆遺言状の検認

誤解されがちなのは、検認はその内容が正しいか正しくないかあるいは有効か無効かを決める手続ではないかということです。有効・無効は、検認後、別の裁判によって審理されるということになります。

検認の際は、家庭裁判所に相続人全員が呼ばれ、その遺言状が存在するということの確認と本人の筆跡と思われるか否かを明らかにするだけの手続となります。相続人が一部欠席しても出席者だけで行われます。

また、検認手続をしなかった場合、あるいは家庭裁判所以外の場所で開封した場合には、5 万円以下の過料に処せられることとなりますが、検認手続を経なくても遺言の効力には影響はありません。

◆遺言内容の実行…遺言執行者

遺言内容を実行する場合、相続人間でそのとおりに実行することももちろんできますが、子の認知であるとか相続人の排除等は相続人自らが実行することはできません。あるいは、相続人の利益に反するような場合には、別の人が実行した方がいい場合があります。そのための実行者を「遺言執行者」といいます。

遺言執行者は、遺言状で定めていることもあれば、家庭裁判所への申立で選任してもらうこともあります。遺言執行者は、相続財産目録を作成した上、相続財産を引き渡したり、移転登記手続を行うということになります。

遺言執行者は、特定の受遺者や相続人の代理ということではなくて、あくまでも遺言者の法定代理人の立場とみなされています。公平かつ公正に遺言状の内容をそのとおりに実行するための立場でしかないということです。

遺言執行者が特定の受遺者や相続人の肩を持っていて不公平であるという場合には、その解任請求を家庭裁判所に対し為すことができ、家庭裁判所は申立内容を十分検討して解任する正当事由があるかを判断します。このように、遺言内容の実行には適正かつ公平な処理がなされることとなります。

遺産分割や相続登記

遺産分割や相続登記を相続開始後 6 ヶ月あるいは 10 ヶ月以内にしなければならないと誤解している方をま見受けますが、「遺産分割」も「相続登記」も期限ということはありません。死後数十年も放置していることもあれば、相続人間の長年にわたる紛争により解決しないということもままあります。

◆限定承認や相続放棄の期限

死亡後、期限に気をつけなければならないのは、限定承認又は相続放棄は、自分のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならないということです。あるいは、税務上の問題ですが、遺産分割が成立しても成立しなくても、相続開始後 10 ヶ月以内に相続税の申告義務者は相続税の申告をしなければならないということです。

分割が成立していれば、分割協議書を作成し申告すればいいのですが、分割が成立していない場合には法定相続割合でいったん申告し、その割合で納税します。そして後日、遺産分割協議が成立した時に「修正」あるいは「更正申告」をするということになります。

相続人間で争いがある時は、それぞれ自己の評価により別々に相続税の申告をすることもあれば、相続財産の評価の問題だけですので、同じ税理士の先生に依頼し、申告だけは共通にすることもままあります。

◆債権等と申告

問題は、被相続人が第三者に対し、貸金を有していて争いとなっていたり、遺贈の部分がありその効力に争いがある受遺者と揉めているという場合です。こういった債権や資産を相続財産として申告書に載せるか否かということが民事の裁判上問題となることもありますので、税理士や弁護士の先生とよく相談して申告書に記載するか否かを決める必要があります。もちろん、申告書に載せないから債権がなくなってしまうということはありませんが、なぜそういった取扱いをしたのかということを確認しておく必要があります。

◆遺産分割協議の期限

遺産分割が成立するまでには何年かかってもいいということになります。しかし、通常、家庭裁判所で調停手続で協議を進めていくと大体は1年か2年で決着がつくことが多いと考えてよいと思います。ところで、遺産分割はある程度で妥協しないと法律的には主張しだすとキリがないところがあります。例えば、特別に生前贈与を受けたという主張あるいは寄与分の主張、相続財産の範囲の問題、分割財産の評価の問題さらに具体的に誰が何を取得するかといった多岐の論点を含んでいることが多いからです。

その上、相続は親子、兄弟姉妹、おじ、おばといった血縁関係の中での財産の分割ですので、いったんこじれると感情的になってしまい、解決することが非常に困難なものとなってしまいます。そうすると、裁判も5年、10年とかかることも多く、世代が変わるまで解決できないという最悪の事態ともなってしまいます。

裁判をやっている多くの方は「うちに限ってこんなことになるとは思わなかった。」と言われますが、法事すらできなくなってしまうのは亡くなった者としても大変淋しいことと思われまます。その意味でも揉めそうな時は生前に遺言状を作成してもらったり、相続人として早期に妥協し、協議や家事調停であまり揉めないうちに解決することが望ましいと考えています。

墓や位牌の承継

遺骨や、位牌、家系図等は、通常の相続財産と異なり、法律上「祭祀」としてその引継ぐ跡取り的な人1人に引き継がれるものとされています。

これは必ずしも遺産あるいは相続の対象としてとらえられるべきものではなく、〇〇家といった家として孫子の代へ引継がれるべき特殊なものであるという国民感情によるものと思われまます。

◆祭祀承継者

従って、多くは奥さんや長男といった跡を引継ぐ人が承継しています。これを「祭祀承継者」といいます。また、この祭祀承継者は、遺言状で定めておくことも多く、あるいは協議により決まるものといえます。

仲の悪い家族関係になると、亡くなった直後から遺体の引き取りで揉めたり、誰が喪主となるかで揉めるということがまます。また、遺骨をどこに埋めるのか、お墓をどうするのか、で揉めることもあります。多くは急ぎの事ですので、大体揉めても話合いで決まっていくものもありますが、こういった祭祀の承継は、遺産分割の際、有利になることもなければ不利になることもほとんどありません。

感情的なレベルで「自分が」ということもあるのですが、後の遺産分割を有利にし

たいという意思が働いてのことと思われるケースもあります。

しかし、遺産分割は基本的には法定相続分によりますし、プラスアルファといった寄与分の算定も、被相続人に対する生前の貢献を問題にするのです。死後のこういった祭祀を分割の際に大きく評価することは全くありませんし、逆にあまり非常識な態度で揉めているようですと、家庭裁判所の心証は悪くなるといえるでしょう。

祭祀承継とは、まさに先祖代々そして亡くなった故人の魂を礼拝するものですので、財産を分割するということと違う観点、性質を持っていることをよくご理解ください。

「特別受益」ってなんですか？

親から生前にいろいろな財産をもらっていた場合、遺産分割上これをどう評価するかというのは大きな問題となってくることも多いと思われます。

姉が嫁に行く時は自分よりも相当高価な嫁入り道具を買ってもらっているとか、1人だけ大学院を出て留学までさせているとか、跡取り息子に贈与といった形で工場や自宅の名義を移している等、相続人が皆平等に扱われているという方が少ないかもしれません。

◆特別受益

民法は、これらを「特別受益」といって、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額に特別受益とみられる贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、それを相続割合で割って各相続人の相続分を算出してこの相続分から特別受益となる遺贈又は贈与分を差し引くということになります。文章にするとややこしいでしょうが、簡単にいうと、相続財産に特別受益分を加えて全体を算出し、それを法定相続割合で割って特別受益者はその受益分を差し引くということです。

さて、ここで「特別受益」とは、「婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本」として贈与に限られています。持参金、嫁入り道具、支度金等をいい、結納や挙式費用は入らない場合が多いようですが、ケースバイケースで判断されます。また、「生計の資本」とは、農家の跡取りが田畑をもらったり世帯をもつ時、家を建ててもらったりすることをいいます。

学資については、通常の学資は特別受益にならないでしょうが、私立の医学部への高額な入学金や長期の海外留学費用等はこれに該当するものと思われます。しかし、かわいがられていつも小遣いをもらっていたというようなことは該当しないでしょう。

このように、不平等にもらっているのだといっても特別受益に該当するか否かは微妙なケースが多く一概に、「既にもらいすぎだからお前はゼロだ」とは言いにくい法律関係であるということをご理解ください。

相続税の基礎知識

◆ 1 相続税が課税される人は？

親など親族の遺産相続により相続税がかかることは知られているところですが、具体的には次のような人々に課税されることになります。

①相続人

別項で説明しましたように、被相続人（死亡者）の配偶者は常に相続人になり、子供がいるときは配偶者と同順位でその子が相続人となります。また、その子が相続開始以前に死亡したときはその子の直系卑属、つまり相続人の孫が代襲して相続人となります。

被相続人に子供がいない場合、その直系卑属、つまり父母、祖父母が、子も直系尊属もいない場合は、被相続人の兄弟姉妹が被相続人の配偶者と同順位で相続人となります。

【養子について】

養子は実子と同じように相続人となりますが、相続税の計算においては養子の数が制限されます。

具体的には、代襲相続人を含む実子がいるときは養子のうち 1 人のみ、実子がいないときは養子のうち 2 人までが法定相続人の数に含めて税額計算されます。

②受遺者

遺贈により財産を取得した受遺者にも、相続税が課税されます。遺贈とは、遺言書による財産の贈与です。

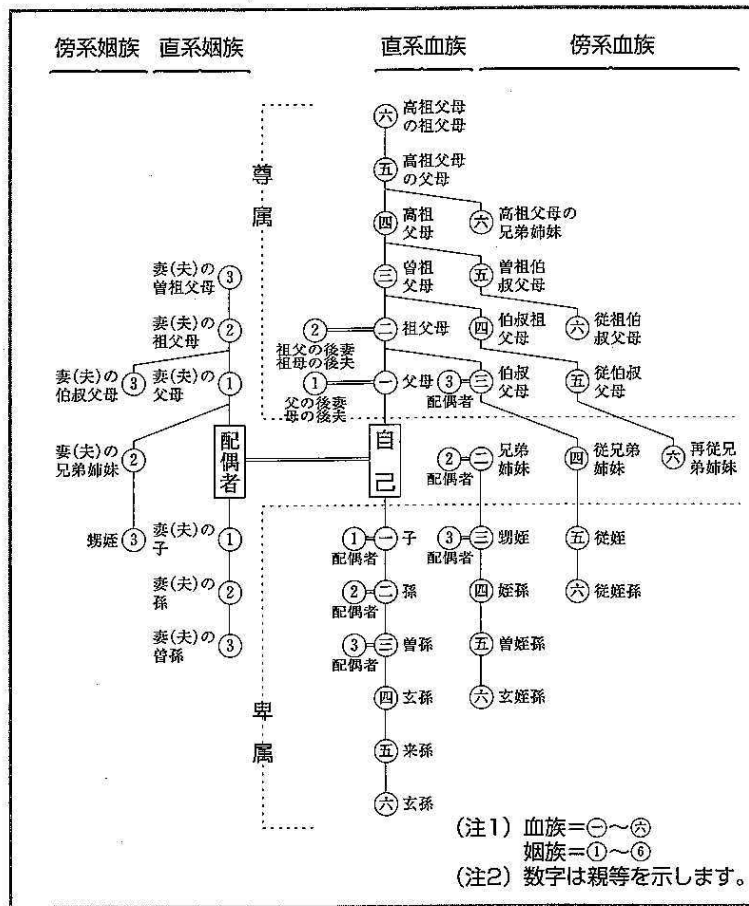
③死因贈与による受贈者

被相続人が生前に贈与契約を行い、死亡によって財産を贈与された者にも相続税が課税されます。

④公益法人等

財団法人、社団法人などや人格のない社団などが遺贈により財産を取得したり、公益法人に対する遺贈により被相続人の親族等の税負担を不当に軽減することになる場合、その公益法人に相続税が課せられる場合があります。

【親族の図解】



相続税がかかる財産

◆ 1 課税される財産

相続税は、原則として相続・遺贈・死因贈与などにより取得した金銭的に見積もることができるすべての財産に課税されます。

以下に、相続税が課税される財産についてその種類別にまとめてみました。

【相続税が課税される財産】

種 類	細 目	利 用 区 分、 銘 柄 等
土 地 (土地の上に存する 権利を含みます)	田 畑	自用地、貸付地、貸借権(耕作権)、永小作権の別
	宅 地	自用地(事業用、居住用、その他)、貸宅地、貸家建付地、 借地権(事業用、居住用、その他)などの別
	山 林	普通山林、保安林の別(これらの山林の地上権又は貸借権で あるときは、その旨)
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別(これらの土地の地上 権、貸借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨)
家 屋	家屋(構造および用途)、構築物	家屋については自家用屋、貸家の別、構築物については駐車場、 養魚池、広告塔などの別
事業(農業)用 財 産	機械、器具、農機具 その他の減価償却財産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年 式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種 と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価 額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付して ください。
	売掛金	
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入 権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	特定同族会社 の株式、出資	※特定同族会社とは、相続や遺贈によって 財産を取得した人とその特別関係者の有す る株式や出資の金額の合計額が、その会 社の株式金額や出資金額の50%以上を占 めている非上場会社をいいます。
	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	
	上記以外の株式、出資 公債、社債	
	証券投資信託、 貸付信託の受益証券	
現 金、 預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常郵便貯金、 定額郵便貯金、定期積金、金銭信託などの別
家 庭 用 財 産		その名称と銘柄
その他の財産 (利益)	生命保険金等	
	退職手当金等	
	立 木	その樹木と樹齢(保安林であるときは、その旨)
	そ の 他	1. 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付 金、未払配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2. 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはそ の加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称、 作者名、など 3. 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産(生命保険 金等及び退職手当金等を除きます。)については、その財産 (利益)の内容

①相続財産とみなされて課税される財産

◆ 1で挙げたような財産でなくとも、次のような財産は実質的には
相続・遺贈により取得したものとみなされ課税されます。

②生命保険金等

相続人が被相続人の死亡により受け取ることになった生命保険金、損害保険金のうち、
支払った保険料の全部または一部を被相続人が負担していたときはその割合に応じて相続
財産とみなされます。

③生命保険契約に関する権利等

被相続人が負担していた、保険事故のまだ発生していない契約については、被相続人以外の人が契約者である場合の権利は相続財産とみなされます。

④死亡退職金

被相続人に支給されるべき退職金などで、被相続人の死亡後 3 年以内に支給が確定したものは相続財産とみなされます。

⑤定期金を受ける権利

被相続人が掛金を負担した定期金で、相続開始時にその給付事由が発生していない定期金給付契約については相続財産とみなされ課税されます。

⑥遺言によって受けた利益

遺言によって、信託の利益を受ける権利や債務免除や引受け、弁済を受けた利益なども相続財産として課税されます。

相続税がかからない財産

次に挙げるような財産は相続税が課税されないこととされています(相続税法 3 条)。

①皇位とともに皇嗣が受けたもの

②墓所、霊廟、祭具など

被相続人が生前に取得していたこれらのものについては課税されません。

③公益事業用財産

公益を目的とした事業を行う者が相続・遺贈により取得した財産のうち、公益を目的とした事業のためのものは課税されません。

④心身障害者への給付金

心身障害者またはその者を扶養する者が、一定の規定に基づいて受ける給付金の権利は課税されません。

⑤生命保険金の一部

相続人が受け取る生命保険金のうち、法定相続人 1 人あたり 500 万円が非課税となります。

⑥死亡退職金の一部

⑤と同様に法定相続人 1 人あたり 500 万円が非課税となります。

⑦国等へ寄贈された相続財産

相続税の計算

相続税の計算方法は複雑です。詳細は割愛いたしますが、概ね次のような手順で計算さ

れます。

◆ 1 課税価格の計算

財産から債務や葬式費用を差し引きます。

◆ 2 課税遺産額の計算

◆ 1で各相続人ごとの課税価格の合計が算出されますから、そこから基礎控除 5000 万円と 1000 万円に法定相続人の数を掛けた金額を控除します。

◆ 3 相続税の総額計算

法定相続分に応じた各相続人ごとの相続税を計算します。

(課税遺産総額×法定相続分×税率＝法定相続分)に対応する相続税額

上記の合計を算出します。

◆ 4 各相続人の負担額の計算

(相続税総額×各相続人ごとの遺産取得割合＝各相続人の負担すべき相続税額)

上記のように、各人の相続税を計算することになります。

また、相続税の税率は以下のようになりますので、ご参照ください。

【相続税の速算表】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	速算控除額
10,000 千円以下	10%	一万円
30,000 千円以下	15%	500 千円
50,000 千円以下	20%	2,000 千円
100,000 千円以下	30%	7,000 千円
300,000 千円以下	40%	17,000 千円
300,000 千円 超	50%	47,000 千円

【相続税額の試算表】

相続人	配偶者と子 1 人	配偶者と子 2 人	配偶者と子 3 人	配偶者と子 4 人
遺産総額				
10,000 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
20,000 万円	500 万円	380 万円	325 万円	270 万円
30,000 万円	2,707 万円	2,147 万円	1,867 万円	1,680 万円
40,000 万円	4,900 万円	4,050 万円	3,525 万円	3,250 万円
50,000 万円	6,900 万円	5,850 万円	5,275 万円	4,750 万円
60,000 万円	8,900 万円	7,850 万円	7,025 万円	6,500 万円
70,000 万円	11,050 万円	9,900 万円	8,825 万円	8,250 万円
80,000 万円	13,550 万円	12,150 万円	11,075 万円	10,250 万円
90,000 万円	16,050 万円	14,400 万円	13,325 万円	12,250 万円
100,000 万円	18,550 万円	16,650 万円	15,575 万円	14,500 万円

注 1 遺産総額は基礎控除前の課税価格。

注 2 法定相続人が法定相続分により相続した場合の相続税額。

ただし、配偶者がいる場合で遺産総額 3 億円までの部分については、配偶者の税額軽減のみとして計算。

注3 税額控除等は配偶者の税額軽減のみとして計算。

注4 早見表の税額は万円未満を四捨五入しているため、実際の税額とは若干の相違がある。

相続税の節税対策

◆1 土地の評価額を減らすには？

土地の評価は、その使用価値や形状などによって同じ面積でも大きく異なります。たとえば、土地を未使用のまま更地で所有している場合より、他人がその土地の上に家屋を建て居住するために貸した場合、その評価は下がります。

具体的には、自用地として使用する場合の価額から借地権割合相当額を控除して賃宅地を評価するのです。

$$\text{（自用地としての価額} - \text{借地権価額} = \text{賃宅地価額）}$$

このように、土地の評価額を下げる方法はいくつかありますが、煩雑な作業を伴いますので、専門家に相談されることをお勧めいたします。

◆2 小規模宅地は評価額が下がる

宅地を相続した場合、直前に被相続人またはその人と生計を一にしていた親族が、その宅地を事業に使用していた、または居住していたときは 200 m²（特定居住用は 240 m²、特定事業用等は 400 m²）までの宅地を 50%（特定居住用、特定事業用は 80%）で評価できる制度があります。

◆3 配偶者への贈与

夫婦の婚姻期間が 20 年以上を経過している場合、夫婦間で居住用不動産を贈与すればその課税価格から 2000 万円の配偶者控除を適用することができます。

したがって、生前に財産を移転して相続税の軽減をはかるのは節税対策の一つといえます。